

入学金・授業料及び体験入学制度について

ジッダ日本人学校運営委員会
(学校運営委員会第7条及び日本人学校規則第15条に基づく内規)

平成 15 年(2003 年)4 月 一部改訂
平成 17 年(2005 年)3 月 一部改訂
平成 19 年(2007 年)4 月 一部改訂
平成 23 年(2011 年)2 月 一部改訂
平成 25 年(2013 年)2 月 一部改訂
平成 26 年(2014 年)4 月 一部改訂
平成 29 年(2017 年)4 月 一部改訂

1 入学金

- (1) 本校への入学金は、小学部 4, 000SR, 中学部 4, 200SRとする。
- (2) 入学金は入学時に一括して納入するものとする。一旦納入した入学金は返納しない。
- (3) 入学金は、小学部、中学部、及び年度途中で各学部へ編入学する場合納入する。
- (4) 一旦転出し、同一年度内で再編入した場合の入学金は重ねて徴収しない。年度が変わる場合は徴収する。
- (5) 事変・災害等でやむを得ず転出し、年次を越えて再入学する場合の入学金の徴収については運営委員会で検討する。
 - ※1 内進生については徴収しない。
 - ※2 3 学期制のうち、在籍している学期につき入学金の 3 分の 1 を徴収する。

2 授業料

- (1) 授業料は、年額を 12 等分して支払うものとする。月額小学部 4, 000SR、
中学部 4, 200SR とする。
- (2) 出席しない月があっても、在学中は授業料を徴収する。
- (3) 事変・災害等で長期にわたり休学または一時避難をした場合の授業料の徴収については、運営委員会で検討する。
- (4) 年度途中で編入学の場合は当月分の授業料は日割り計算で徴収する。
- (5) 年度途中で転出する場合の当月分の授業料は日割り計算で徴収する。
 - ※「日割り計算」は出席日数で行う。

3 体験入学制度

本校児童生徒以外でも体験入学を希望し、校長が許可する場合は体験入学生として入学することができる。

- (1) 許可条件（校長面接の上、下記①～⑤で判断する。）
 - ① 日本国籍をもつ者、または、他サウジアラビア教育省から許可を受けた者に限る。
 - ② 定められた授業料を支払った者。月額授業料の 20 分の 1 を 1 日とし、体験入学希望日数に乗じたものを授業料とする。授業料は前納し、返却はしない。
 - ③ 日本語の会話力が、日常生活で困らない程度あること。
 - ④ 日本人学校の児童生徒と著しく学力の差がないこと。
 - ⑤ 体験入学の目的が、本校教育の目的に反せず、且つ教育活動に支障がないと認められる者。
- (2) 入学金は徴収しない。
- (3) サウジアラビア教育省からの許可の必要な者については、保護者が取得すること。
- (4) 児童生徒の登下校の送迎については、各家庭で責任をもって行う。

4 その他

保険については、本校児童生徒は海外子女教育財団の「海外学校傷害保険」に全員加入している。
(体験入学生は除く。)